

秋吉台国際芸術村 施設利用案内

● ホール

ホール客席2階・3階部分は、秋吉台の鍾乳洞をイメージして作られています。
1階席部分に150～200席程度椅子を設置することができ、2階3階と併せて約300席程度の客席が設置可能です。舞台部分は、昇降可能な迫(せり)仕様となっており、約60cmの高さまで設定可能です。

● 研修室

研修室は3室あり、各々壁面に固定のスクリーンの設置が可能で、映像利用時には遮光できるよう遮光カーテンが設置されています。2階分の天井高が確保され、圧迫感のない空間となっています。研修室1のみダンス等身体表現を伴った活動に使用できるように床面に弾力性を持たせ、片側の壁面が鏡張りになっています。

● スタジオ

スタジオは7室あり、通常の楽器練習には差支えない程度の遮音が施されています。
スタジオ1が最も広く、小規模な室内楽の練習等にも利用できます。各部屋にアップライト(有料)が備え付けてあり、ピアノの練習やアンサンブルの練習ができます。
また、絵画・イラストレーションなどの創作活動のアトリエとして利用できます。

● ギャラリー

研修室への通路となるこのスペースは、展示用壁面が設置され、絵画、写真等のギャラリーとして使用できます。

● バックステージエリア

地下1階は、事務局・スタッフ控室・楽器庫・楽屋・ラウンジ等が設けられています。
楽屋は個室タイプが2部屋、大部屋タイプが1室の合計3室あります。個室タイプの楽屋はバス・トイレ付きです。

● 宿泊室

客室は36室100名まで宿泊できます。
お部屋にはバス・トイレ・テレビ・冷蔵庫・ポット等設置しております。
※アメニティ類はご持参をお願いいたします。



▲ギャラリー展示例 2016年度採択事業より



▲ホール公演例 2020年度採択事業より



▲研修室展示例 2020年度採択事業より



▲ホール展示例 2017年度採択事業より

秋吉台国際芸術村 Akiyoshidai International Art Village

芸術村やまぐち アーティスト 支援事業

2026

応募〆切：2026/7/31

※応募状況により締切を変更する場合があります。

募集



やまぐちアーティスト支援事業とは？

アーティストの活発な活動への支援と、一般県民に開かれた文化芸術活動の促進を図るために、山口県出身若しくは山口県在住のアーティストが秋吉台国際芸術村で行う舞台公演、滞在制作及び展示発表に対して支援する事業です。



募集しているジャンルは？

音楽・ダンス・身体表現・絵画・アニメーション・写真・インスタレーション等、幅広く募集しています。



応募はどうすれば？

応募は、申込用紙(申請書)と事業計画書に必要な事項を記入し、必要な書類をそろえてお申し込みください。書式は秋吉台国際芸術村ウェブサイトからダウンロードできます。



採用はどうやって決まる？

応募された方全員(全グループ)が必ずしも採用されるわけではありません。提出された書類をもとに慎重な審査を経て決定されます。

申請の流れ

秋吉台国際芸術村へ電話（0837-63-0020）

「やまぐちアーティスト支援事業の申請予定」とお話しください。
事業内容を確認して、ご希望の日程が利用可能かどうかお調べします。

利用が可能な場合

申請書の作成

実施可能な日程が決まったら、次の書類を芸術村に提出してください。
(1) やまぐちアーティスト支援事業申請書(別記第1号様式)
(2) 事業計画書(別記第2号様式)
(3) 履歴書(自由様式)
(4) 添付資料(参考となるパンフレット等)
(1)～(2)の書類は芸術村ウェブサイトよりダウンロードしてください。

申請書の提出

申請書が提出されましたら、支援の採択の審査を行います。
意欲的、先駆的、実験的な計画をお待ちしています。

支援採択 決定

支援採択が決定しましたら、内容について打ち合わせを行います。
変更や内容の一部中止等あった場合は、別途申請書の提出が必要です。速やかにご連絡ください。

事業実施

実施報告書の提出

終了後30日以内に実績報告書をご提出ください。

利用が不可能な場合

申請することができません。再度日程について
問い合わせをしていただくことは可能です。

募集要領

アーティストの活発な創作活動への支援と、一般県民に開かれた文化芸術活動の促進を図るために、山口県出身若しくは山口県在住のアーティストが秋吉台国際芸術村で行う舞台公演、滞在制作及び展示発表に対して支援する事業です。

令和8年度 芸術村やまぐちアーティスト支援事業

舞台公演支援プログラム／展示発表支援プログラム／滞在制作支援プログラム

● 支援対象者

アートまたは芸術の創作活動に取り組んでいる山口県出身者若しくは山口県在住者で、次のいずれかに該当する者とします。
(1) 芸術系教育機関に在籍若しくは在籍したことのある者
(2) 文化に触れる機会を県民に提供する意志のある者
(3) アーティストとしての活動実績のある者

● 支援の対象となる事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に予定される事業。ただし、次の事業を除きます。

- (1) 営利を目的とすると認められるもの
- (2) 宗教的、政治的意図があると認められるもの
- (3) 公益財団法人山口きらめき財団から支援事業の助成金が交付されるもの

● 支援の内容

原則として、次の各号の費用について予算の範囲内で支援します。
(1) 芸術村の施設利用料(宿泊棟を含む)及び器具利用料(附帯設備を含む)
(2) 舞台公演に係る印刷費及びピアノ調律費
(3) 展示発表及び滞在制作に係る制作費

● 応募方法

次の書類を作成し、芸術村に提出してください。

- ① 申請書(別記第1号様式)
- ② 事業計画書(別記第2号様式)
- ③ 履歴書(自由様式)
- ④ 実績を証する資料
- ⑤ その他芸術村の村長が必要と認める書類

● 募集期間

令和8年7月31日まで随時受付
(応募状況により締切が変更になる場合があります)

● 支援の決定

芸術村で採否を決定し、申請者に通知します。
審査に当たっては、経歴、計画の内容(芸術村の特色を生かした演出、プログラムのオリジナリティ)、過去の支援状況等を考慮します。
書類提出の際は、記入不備がないようお願いします。
なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

● 決定後の変更・中止

決定後には計画の大幅な変更があった場合や事業を中止する場合は、それぞれ事業計画変更承認申請書若しくは事業中止(廃止)申請書を提出し、芸術村の村長の承認を得てください。

● 事業の報告

事業を完了したときは、事業完了の日から30日以内に実績報告書を提出してください。(支出を証明する書類の提出は特にありませんが、芸術村が提出を求める場合がありますので保管をお願いします)

● 支援決定の取り消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定の全部または一部を取り消すことがあります。
(1) この要領に違反したとき
(2) 事業の実施方法が不適当であると認められたとき

● 注意事項

- 支援の内容以外の費用は、申請者の負担となります。
- スタッフ及び委託業者による事業実施に係る写真や映像の撮影、マスコミ各社からの取材に、協力をお願いします。
- 舞台進行、作品の展示(期間中の作品のメンテナンスを含む)及び撤収作業は、原則として申請者自身で行ってください。
- 演奏・上映等に係る著作物の利用に関する手続きは申請者で行ってください。
- 舞台公演、展示発表及び滞在制作の実施期間中の保険等については、申請者自身で加入をお願いします。
- 印刷物を作成される場合は、必ず「秋吉台国際芸術村 やまぐちアーティスト支援事業」の記載をお願いします。

秋吉台国際芸術村

〒754-0511山口県美祿市秋芳町秋吉50番地 TEL: 0837-63-0020
FAX: 0837-63-0021 URL: <https://aiav.jp/> E-mail: info@aiav.jp

- 交通アクセス
- ・山口宇都空港から車で約1時間
 - ・中国自動車道美祿ICから車で15分
 - ・中国自動車道小郡ICから車で30分
 - ・JR新山口駅から車で40分
 - ・小郡萩道路秋吉台ICから車で5分
 - ・JR新山口駅から東萩行きバスで
大田中央バス停下車、タクシーで5分
 - ・JR新山口駅から秋芳洞行きバスで
秋芳洞バス停下車、タクシーで5分

